

運 営 規 程

事 業 所 名 長野松代総合病院
サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション

1. 事業の目的, 運営方針

- ① 利用者の心身機能の改善, 環境調整等を通じて, 利用者の自立を支援し, 生活の質の向上を目的にサービス提供をおこなう.
- ② 利用者の意欲を高めるような適切な働きかけをおこなう.
- ③ 利用者の自立の可能性を引き出すよう, リハビリテーションを通じて支援する.
- ④ 利用者の人権を尊重し, 常に利用者の立場に立った実施計画を策定する.

2. 従業者の職種, 員数, 職務内容

管理者医師 1 名(兼務)
理学療法士等 1 名以上(兼務)

3. 営業日および営業時間

- ① 営業日 月, 火, 水, 木, 金曜日(長野松代総合病院診療日)
 第 2・4 土曜日の診療日は営業. 長野松代総合病院休診日は定休日.
- ② 営業時間 8:30~17:00
- ③ サービス提供時間 9:00~11:00、14:00~16:00

4. 利用定員

一単位につき以下の定員数とする.
9:00~11:00 5 名、14:00~16:00 5 名

5. サービス内容

- ① 基本的サービス
医師の指示, 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき, 利用者の個別計画を作成・実施し, 利用者の心身機能の維持・向上を図り, 生活の質の向上に資するような内容を提供する.
- ② 選択的サービス
* 運動機能向上サービス
理学療法を中心とした個別リハビリテーション計画に基づき, 必要に応じたリハビリテーションの提供をおこなう. なお, 厚生労働省が提示した「運動器の機能向上マニュアル」を基に重錘バンド・セラバンドなどを用いた筋力訓練を中心に施行する.

6. 利用料およびその他の費用の額

- ① サービスを提供した場合の利用料の額は, 厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとし, 当該サービスが法定代理受領サービスであるときは, 利用者より, その 1~3 割の支払いを受けるものとする.

- ② 前項の他, その他の費用は別に定める内容説明書によりお支払い頂きます.
- ③ サービスの提供にあたっては, あらかじめ, 利用者またはその家族に対して事前に重要事項説明書において説明した上で, 支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする.

7. 通常の事業の実施地域

長野市

＊事業所での送迎はなし.本人や家族の送迎にて通う.

8. サービス提供にあたっての留意事項

サービス提供にあたっては, 主治医からの指示に従う.

9. 非常災害対策

- ① 長野松代総合病院における非常災害対策マニュアルに基づき対応する. 人命救助を第一義的に取り組む.
- ② 火災等災害発生の場合, 利用者の避難救護を最優先におこなう.
- ③ 危険防止, 災害発生防止に努める.

10. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る.
- ② 虐待の防止のための指針を整備する.
- ③ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備.
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年 1 回以上. また、新規採用時には必ず)実施する.
- ⑤ 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く.

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

11. ハラスメント防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

12. 従業者の研修

事業所は、従業者の資質の向上を図るため、従業者研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 3～6 ヶ月以内に実施
- ② 継続研修 年 1 回以上実施

13.その他運営に関する重要事項

- ① 利用者の使用する施設について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置をおこなう。
- ② 事業所内において感染症が発症、まん延しないような対策を十分におこなう。
- ③ 事業所の職員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ④ 利用者からの苦情については別に定める手順などに基づき迅速かつ適切に対処する。

附則：この運営規程は、令和４年５月１日より実施する。

この運営規程は、令和４年８月１日より施行する。

この運営規程は、令和５年１２月１日より施行する。